

XVII. 琵琶湖流域下水道協議会

滋賀県および関係 19 市町は、平成 25 年 8 月 30 日、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく「琵琶湖流域下水道協議会」（以下「協議会」という。）を設置しました。

1. 協議会設置の目的

滋賀県が実施する琵琶湖流域下水道事業および流域関係市町が実施する関連公共下水道事業の円滑かつ効率的な推進を図るため、県および 19 市町が共同して「琵琶湖流域下水道事業の運営計画を策定」するとともに、「相互に連絡調整を行う」ことを目的に、協議会を設置したものです。

2. 協議会で協議する事項

(1) 各年次の運営計画

各年次の建設（改築、修繕を含む）、施設運営等の基本的な考え方について県と市町の合意を図ります。

(2) 連絡調整事項

流域別下水道整備総合計画、各処理区の経営計画の策定方針等について調整を行います。

XVIII. 下水道事業施行体制

1. 県の機構

